

# くらしの 情報 5月

●役場電話番号	
総務課	25-2211
住民課	25-2212
経済建設課	25-2213
教育委員会	25-2214

## 毎年誕生月に「ねんきん定期便」が届きます

送付対象は国民年金、厚生年金に加入中の方です。

お知らせする内容は

- ①年金加入期間
- ②50歳未満の方……加入実績に応じた年金見込額  
50歳以上の方……「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額  
既に年金受給中の方には年金見込額は通知しません。
- ③保険料の納付額
- ④年金加入履歴
- ⑤厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額
- ⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況  
(平成22年度以降は、①～③について更新してお知らせします。また、⑤、⑥については直近一年分をお知らせします。35、45、58歳の方々に対しては平成21年度と同じ内容を更新してお知らせします。)

上記内容を確認いただき、「もれ」や「誤り」がある場合は「年金加入記録回答票」に記入し、返送してください。「もれ」や「誤り」がない場合は回答の必要はありません。ただし水色の「年金加入記録回答票」が同封されている方(58歳になられる方、「ねんきん特別便」にご回答いただいていない方など)は「もれ」「誤り」がない場合も、必ずご回答ください。

※すでに「ねんきん特別便」などで訂正の申し出をいただいている期間についてはあらたに申し出ていただく必要はありません。「ねんきん特別便」で申し出いただいた期間について社会保険業務センター等で調査・確認をし、調査結果を送付します。

わからないことや疑問な点があれば『ねんきん定期便専用ダイヤル』へ！

0570-058-555

※一部のIP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

受付時間 月～金曜日：午前9時～午後8時まで

第2土曜日：午前9時～午後5時まで

## 裁判員制度スタート！

### ☆いよいよ、5月21日から裁判員制度がスタート

裁判員制度が、5月21日から施行されます。

施行の日以降に起訴された事件について裁判員裁判が実施されますので、実際の裁判員裁判は早くも7月ころから始まることとなります。個々の事件に参加していただく裁判員を選ぶためにお送りする「選任手続期日のお知らせ」は、選任手続期日の6週間前までには発送しなければならないとされていますから、裁判員候補者の方に最も早くこの「お知らせ」が届けられるのは、今年6月中になるものと見込まれています。なお、この「お知らせ」が届けられるのは、昨年末に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が裁判所より送付された方の中から、さらにくじで選ばれた方となります。

### ☆裁判員制度の意義

さて、裁判員制度とは、国民の皆さんの中から選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。

6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立会い、被告人が有罪が無罪か、有罪の場合に、どのような刑にするかを判断します。

裁判員制度では、裁判の進め方やその内容により国民の視点、感覚が反映されるので、裁判に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。